

宿泊予約延期等協力金支給要領

(概要)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月16日(木)に緊急事態宣言が全国に拡大され、本県においても不要不急の外出自粛が求められる中、県内におけるさらなる感染拡大防止の徹底を目的として、県内で宿泊施設を運営する事業者に対し、令和2年5月1日(金)～31日(日)の間の県外からの宿泊客に対する宿泊予約の延期又はキャンセルに協力した場合に宿泊予約延期等協力金(以下「協力金」という。)を支給する。

(対象者)

第2条 協力金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 県内において、旅館業法による営業許可を受けたホテル・旅館等の施設もしくは住宅宿泊事業法により届け出た施設(以下「対象施設」という。)を有すること
- (2) 令和2年5月1日(金)時点で対象施設において開業していること
- (3) 令和2年5月1日(金)から令和2年5月31日(日)までの間に対象施設に宿泊する予定の県外からの利用客(以下「対象利用客」という。)に対し、対象施設からの申し出により令和2年5月1日(金)から令和2年5月10日(日)の宿泊予約については令和2年5月11日(月)以降へ、令和2年5月11日(月)から令和2年5月31日(日)の宿泊予約については令和2年6月1日(月)以降へ、予約の延期など宿泊日の調整を行うこと(営業休止や営業規模の縮小などの理由で対象利用客に対しキャンセルを依頼した場合も含む。)

2 支給対象者について、次の各号に該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業認可を受けた者
- (3) 国及び地方自治体が出資、所有又は運営する者
- (4) 県税の未納がある者

(実施期間)

第3条 実施期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協力金支給対象期間：令和2年5月1日(金)～令和2年5月31日(日)
- (2) 協力金請求の受付期間：令和2年5月1日(金)～令和2年6月30日(火)
- (3) 協力金支給開始時期：請求受付後順次開始

(支給額)

第4条 協力金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第3号による調整を行った人数(人泊)1人につき5,000円とし、1施設当たりの支給上限額を150,000円(30人泊)とする。
- (2) 支給対象者が複数の施設を有する場合は、第2条第1項第1号に定める許可(届出)の番号ごとに1施設とみなし、各施設において前号により支給額を決定する。

(支給の決定)

第5条 支給対象者及び支給額は、次の各号に掲げる手続きにより決定するものとする。

(1) 協力金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、申請書兼請求書（様式1号）及び宣誓書（様式2号）にその他様式1号に定める書類を添えて、代表理事に提出する。

(2) 代表理事は、前号による支給申請書等の提出があったときは、支給申請者が第2条に定める支給対象者の要件を満たしていることを確認のうえで、前条により支給及び支給額を決定する。

2 代表理事は、前項により協力金の支給を決定したときは、対象施設名を公表するものとする。

3 代表理事は、申請書等の内容に疑義が生じた場合、指摘事項を支給申請者に通知し、補正を求めることができる。

4 代表理事は、申請書等の内容が協力金の支給を決定すべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を支給申請者に通知しなければならない。

(支給額の通知及び協力金の支給)

第6条 代表理事は、支給申請者に対し、前条により決定した支給額を通知（様式3号）のうえ、協力金を支給するものとする。

(状況の報告等)

第7条 協力金の支給を受けた者は、協力金の申請に係る帳簿及び証拠書類を協力金支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、代表理事からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

2 代表理事は、申請内容について、適正な申請に基づくものと確認する必要があると認めるときは、その申請内容について立ち入り検査等による確認等を行うことができる。

(支給額の取消し及び協力金の返還命令)

第8条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給額の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給申請者が、偽りその他不正な手段により支給額の決定を受けたとき

(2) 支給申請者が、第2条に定める支給対象者に該当しないことが判明したとき

(3) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき

2 代表理事は、前項の場合において、当該取消に係る部分に関し、既に支給した協力金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、代表理事がこれを定める。

附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月8日から施行する。